

芦屋市立認定こども園・保育所におけるアレルギー疾患対応について

芦屋市こども福祉部こども家庭室ほいく課

厚生労働省の策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」に基づいて、対応いたします。保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1 書類の提出について

- (1) アレルギー疾患で特別な配慮が必要となる場合は、下記の書類の提出が必要です。
 - ア 芦屋市こども園・保育所アレルギー対応申請書
 - イ 芦屋市こども園・保育所アレルギー疾患生活管理指導表(以下、「生活管理指導表」という。)(医師の診断に基づくもの)
なお、「生活管理指導表」作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。
- (2) イの書類は1年に1回以上ご提出ください。
なお、医師の指示による見直し期間が指示されている場合は、その期間までに書類の提出をお願いします。
また、状況が変わった場合も、その都度、書類の提出が必要です。
- (3) 解除の際には、「除去解除申請書」の提出が必要です。
- (4) 認定こども園・保育所で投薬が必要な場合は与薬指示書・与薬依頼書が必要となります。

2 給食の対応について

- (1) 認定こども園・保育所での完全除去について
お子さんの安全を第一に考え症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を全て除去します。除去する食物は医師の診断(生活管理指導表)に基づき決定します。
- (2) 誤食防止対策について
カラー食器、専用トレイを使用し、名前をつけて配膳します。
- (3) 献立について
できる限り代替食の提供をします。頻度の多い原因食材(鶏卵・牛乳・小麦)を使わない献立日数を増やすなど食物アレルギーに対するリスクを考えた取り組みを検討していきます。完全除去によって、不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていくよう配慮をお願いします。
- (4) 家庭弁当について(園所外保育の際)
ご家庭でアレルギー対応の緩和に取り組んでおられる場合におかれましても、アレルギー食材を除いたお弁当を持参いただきますようお願いいたします。

3 お子さんの健康状態について

体調がすぐれない場合は、アレルギー症状をひき起こしやすいので注意が必要です。お子さんの健康状態を毎日把握し、状況に応じて必要があれば、職員に報告してください。

4 その他

- (1) 個人情報について
お預かりしました個人情報は、適正な管理のもと、認定こども園・保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、必要に応じて、認定こども園・保育所の職員間及びほいく課で共有させていただきます。
- (2) 職員のアレルギー疾患に関する知識向上について
アレルギー疾患に対応できるよう、内部の研修の実施や積極的な外部研修の参加により、最新の知識の習得に努めています。